

◆ 上野の秋の風物詩

上野天神祭の交通規制と催し

【問い合わせ】 観光戦略課
☎ 22-9670 FAX 22-9695



※ 祭会場付近の道路は昼夜混雑しますので、う回にご協力ください。
 ※ 神輿・だんじり・鬼行列・催しなどの予定時刻は、当日の天候や交通状況などで変更になる場合があります。
 ※ 清掃作業は 24 日午後 9 時からと、25 日午後 8 時から行います。

ごみ持ち帰り運動を実施しています。ごみは持ち帰って決められた収集日に出しましょう。

上野天神祭 10月23日～25日

- | | |
|--|---|
| <p>【P】無料駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市営城北駐車場：270 台 <p>【P】有料駐車場（1回 500 円）</p> <p>※ 17:00 以降は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> 23日～25日（8:00～17:00） ②市営だんじり会館 駐車場：34 台 ③市営上野公園駐車場：47 台 ④市営市庁舎第2 臨時駐車場：111 台 | <p>【臨時P】臨時有料駐車場（1回 500 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 24日・25日（11:00～21:00） ⑤上野西小学校：200 台 <p>【臨時P】臨時無料駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 23日～25日（9:00～21:00） ⑥運動公園野球場駐車場：70 台 ⑦くれば水辺公園駐車場：200 台 ⑧三重県伊賀庁舎臨時駐車場：100 台 |
|--|---|

《関連行事》

◆だんじり展示～上野中町・上野新町～(上野市駅前広場)

■10月23日(水)

◆甘酒ふるまい 午後6時～ (上野中町)

■10月23日(水)・24日(木)

◆だんじり体験乗車 (上野小玉町)

(1回500円・ちまき付)

○23日(水) 午前10時30分～午後6時30分

○24日(木) 午前10時30分～正午

■10月23日(水)～25日(金)

◆だんじり幕展示 (上野魚町)

午前10時～午後5時

■10月24日(木)・25日(金)

◆鬼面展・写真展 (上野相生町・上野紺屋町・上野三之西町・上野徳居町)

◆グッズ販売 (上野紺屋町・上野東町・上野西町・上野徳居町) ※上野西町は25日のみ

◆地場産まつり (上野市駅前広場)

○24日(木) 午前10時～午後9時

○25日(金) 午前10時～午後7時



《催し》

■10月23日(水)

◆宵宮祭 (東御旅所) 午後7時～

◆だんじり宵山点灯 ※雨天中止

午後7時～9時 (本町・二之町通り)

■10月24日(木)

◆足揃の儀 ※雨天中止

○午後1時～4時 だんじり曳行 (本町・二之町通りほか)

○午後2時～4時 鬼行列練行 (三之町通り)

◆だんじり宵山曳行 ※雨天中止

午後6時30分～9時 (本町・二之町通りほか)

◆宵宮祭 (東御旅所) 午後7時～

■10月25日(金)

◆本大祭 神輿行列巡行・鬼楼車行列

○午前9時～

神輿行列巡行 (東御旅所出発)

○午前9時10分～

鬼行列・だんじり巡行 (東御旅所出発)

※雨天中止 (天候回復の場合、短縮巡行)

【問い合わせ】 上野天神祭地域振興実行委員会 (上野商工会議所内) ☎ 21-0527

(一社)伊賀上野観光協会 ☎ 26-7788 観光戦略課 ☎ 22-9670 FAX 22-9695

～上野天神祭に伴う上野支所管内のごみ収集時間の変更について～

10月24日(木)・25日(金)は上野天神祭のため、上野支所管内全域において、収集日には必ず午前6時30分までに集積場へ出してください。【問い合わせ】 清掃事業課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575

◆不注意からの火災を防ぎましょう

秋の全国火災予防運動

【問い合わせ】

消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

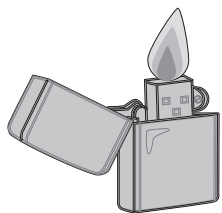
【全国統一防火標語】

消すまでは 心の警報 ^{オン}ONのまま

【運動期間】 11月9日(土)～15日(金)

全国的に建物火災の大半を住宅火災が占めています。そのほとんどが皆さんのちょっとした気の緩みや不注意によって起きています。

特に市内では、この時期から冬場にかけて、コンロやストーブが原因の火災が多発しています。ストーブの近くに燃えやすい物を置かない、火をつけたまま給油しないようにしましょう。



住宅用火災警報器・消火器の悪質な訪問販売・点検にご注意

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、訪問販売などの悪質な業者によるトラブルが発生しています。個人宅を訪問して住宅用火災警報器の販売や消火器の点検、薬剤の詰め替えを行い、高額な料金を請求するなどの手口があります。被害を防ぐため、不要な訪問販売に対しては、き然とした態度で、はっきりと断りましょう。

※消防署では実際に個人宅を訪問し、住宅用火災警報器・消火器のあっせんや販売廃棄処分は行っていません。また、特定業者に販売の依頼をすることもありません。